

# 駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)  
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

※ 赤字表示は、改定箇所です。

重点路線

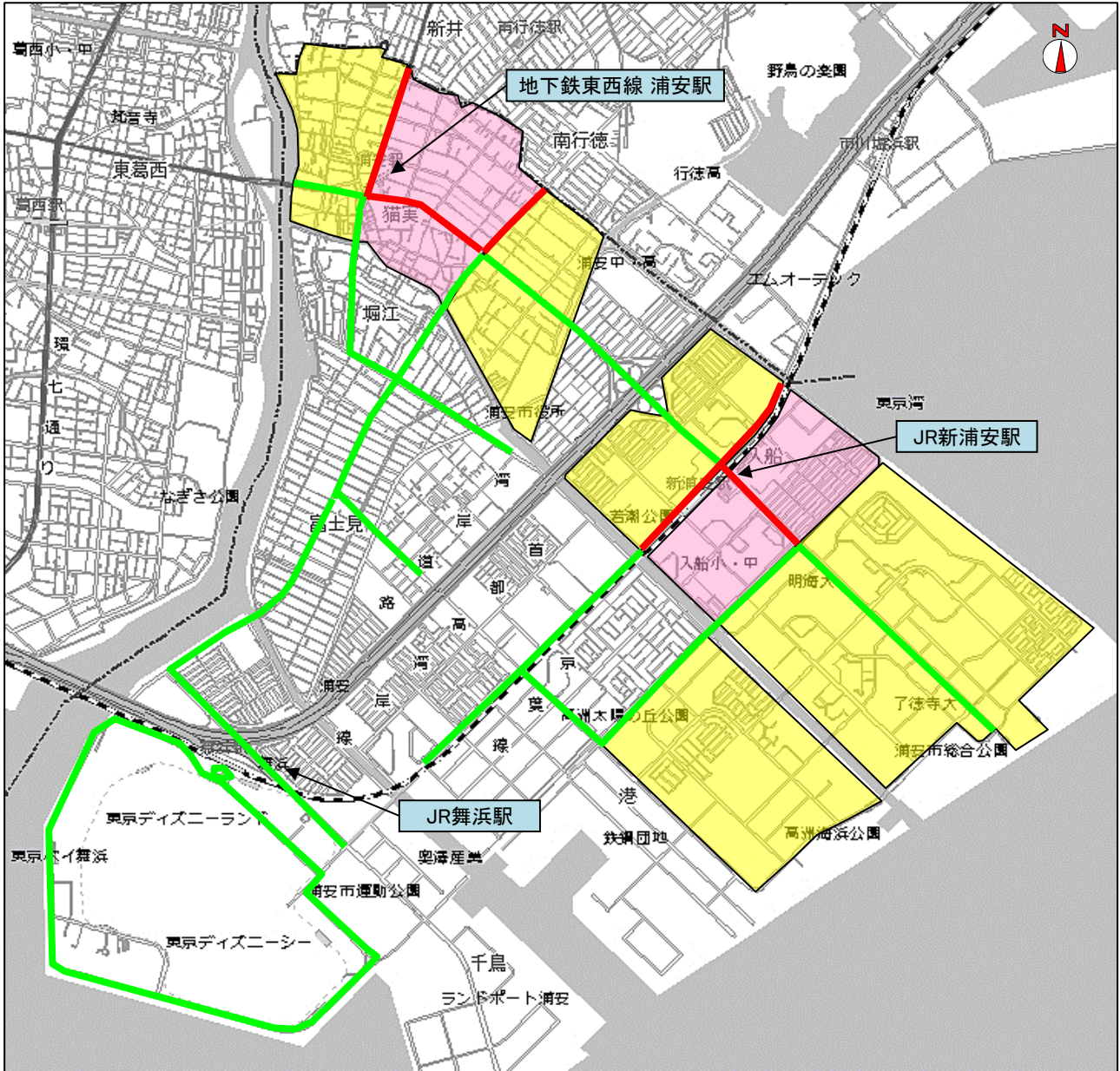
◎最重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
主要地方道市川浦安線(浦安市北栄2-20先交差点付近から浦安駅前交差点付近の間)	7:00~0:00
県道浦安停車場線(浦安駅前交差点付近から浦安市北栄3-1先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(浦安市入船交差点付近から浦安市入船4-9先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(塩美橋付近から入船交差点付近の間)	7:00~0:00
県道西浦安停車場線(入船交差点付近から今川橋付近の間)	7:00~0:00
市道(浦安市北栄4-29先交差点付近から同市北栄3-1先交差点付近の間)	7:00~0:00
◎重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
主要地方道東京浦安線(浦安駅前交差点付近から浦安橋付近の間)	7:00~0:00
市道(浦安駅前交差点付近から浦安市堀江3-32先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(浦安市北栄3-1先交差点付近から同市舞浜2-11先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(浦安市堀江3-32先交差点付近から同市東野1-1先交差点付近の間)	7:00~0:00
県道浦安停車場線(浦安市北栄3-1先交差点付近から入船交差点付近の間)	7:00~0:00
県道西浦安停車場線(今川橋先付近から浦安市弁天3-2先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(浦安市入船4-9先交差点付近から同市明海27総合公園付近の間)	7:00~0:00
市道(浦安市入船4-9先交差点付近から同市鉄鋼通り1-5先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(富岡交番先交差点付近から浦安市鉄鋼通り1-5先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(浦安市富士見1-15先交差点付近から同市東野2-28先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道等(東京ディズニーリゾート周辺)	7:00~0:00
市道(浦安市舞浜35-1先交差点付近から同市舞浜2-27先交差点付近の間)	7:00~0:00

重点地域

◎最重点地域	
地域	重点時間帯
地下鉄東西線浦安駅周辺	7:00~0:00
JR新浦安駅周辺	7:00~0:00
◎重点地域	
地域	重点時間帯
浦安橋周辺住宅地	7:00~0:00
浦安市役所周辺住宅地	7:00~0:00
JR新浦安駅北側周辺(美浜地区)	7:00~0:00
JR新浦安駅南側マンション群(明海, 日の出地区)	7:00~0:00
商業施設周辺(高洲地区)	7:00~0:00

【千葉県浦安警察署】

# 浦安警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



cGeoTechnologies, Inc.  
c PASCO CORPORATION

凡例	最重点路線	<span style="color: red;">—</span>
	重点路線	<span style="color: green;">—</span>
	最重点地域	<span style="background-color: #FFC0CB;"> </span>
	重点地域	<span style="background-color: #FFFFE0;"> </span>



# 駐車監視員活動ガイドラインにおける放置車両確認標章取付け状況 【浦安警察署】



cGeoTechnologies, Inc.

© PASCO CORPORATION

凡例	最重点路線	<span style="color: red;">—</span>	最重点地域	<span style="background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	標章取付け場所	●
	重点路線	<span style="color: green;">—</span>	重点地域	<span style="background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	(令和5年中)	

**注意**：この図に示されている「標章取付け場所」は、駐車監視員及び警察官が、放置車両の確認を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。